岩手県介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に関する慰労金の支給事業に

係る慰労金交付要領

（趣旨）

第１ 岩手県が交付する介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給

事業（以下「慰労金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援

事業（介護分）実施要綱」（令和２年６月19日付け老発0619第１号厚生労働省老健局長通

知。以下「国の実施要綱」という。）及び「令和２年度新型コロナウイルス感染症緊急包

括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和２年６月30日厚生労働省発子0630第２号・

厚生労働省発障0630第１号・厚生労働省発老0630第１号厚生労働事務次官通知。）に規定

するもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２ 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員（以下「介護サービス事業所等勤務職員」

という。）は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続

して提供することが必要な業務であること、及び③介護施設・事業所での集団感染の発生

状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事してい

ることに対し、慰労金を給付する。

（慰労金の給付）

第３ 慰労金は、国の実施要綱３（２）に基づき、同要綱３（１）①アの支援対象サービス

に記載される介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員で、本県が緊急

事態宣言の対象地域とされた日から６月30日までの間に延べ10日間以上勤務し、利用者と

の接触を伴い、かつ、継続して提供することが必要な業務に合致する状況下で勤務する職

員に対し給付する。

２　慰労金の金額は、別表のとおりとする。

（慰労金の申請等）

第４　慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、介護サービス事業所・施設等が、

代理申請・受領委任状（様式４）により、当該介護サービス事業所・施設等に勤務してい

る者又は勤務していた者のうち第３に規定する給付対象者に該当する者から慰労金の申請

及び受領に関する権限の委任を受けて、代理申請・受領を行い、介護サービス事業所・施

設等から介護サービス事業所等勤務職員に給付するものとする。介護サービス事業所等勤

務職員から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あら

かじめ指定する期日までに、交付申請書のほか、事業所・施設別申請額一覧（様式１）、

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（様式

２）、及び介護慰労金受給職員表（様式３）を、岩手県国民健康保険団体連合会を通じて

岩手県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。ただし、介護サービス事業

所・施設等を退職した者（以下「退職者」という。）や介護サービス事業所・施設等の口

座に慰労金を受け入れて職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合等、やむを得ない

場合には、退職者や当該事業所・施設等から、個人用申請書により、知事に直接申請する

ものとする。

２　前項の規定に関わらず、国保連に登録されている口座が債権譲渡されている等の場合によって代理受領を行えない介護サービス事業所・施設等にあっては、代理申請・受領委任状（様式４）により、当該介護サービス事業所・施設等に勤務している者又は勤務していた者のうち第３に規定する慰労金の給付対象者に該当する者から慰労金の申請に関する権限の委任を受け、慰労金の代理申請を行うものとする。

３　介護サービス事業所・施設等は、代理申請・受領委任状を令和３年４月１日から５年間保管するとともに、県から求められた場合は、提示できるようにしておくものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第５　慰労金の申請受付開始日は、令和２年７月28日とし、令和３年２月末日までに申請し

なければならない。

（委託会社等から介護サービス事業所・施設等への代理申請及び代理受領の依頼）

第６　介護サービス事業所・施設等に勤務する委託会社等の職員分の申請については、原則

として、代理申請・受領委任（任意様式）により、委託会社等から慰労金の申請及び受領

に関する権限の委任を受け、代理申請・受領を行い、介護サービス事業所・施設等から当

該職員に給付するものとする。なお、当該職員への慰労金の給付は、委託会社等を経由す

ることを妨げない。

（給付の決定）

第７　知事は、介護サービス事業所・施設等又は退職者等から第４の規定に基づく申請があっ

た場合にはその内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金の給付を決定する。

また、その決定の内容を申請者に通知するとともに、慰労金を給付する。

（慰労金の給付等に関する周知等）

第８　知事は、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業の実

施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、

広報その他の方法により、介護サービス事業所・施設等及び事業所・施設等勤務職員への

周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第９ 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、介護サービス事業所・施設等

又は事業所・施設等勤務職員から、第５に定める申請の期限までに第４の規定による申請

が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみな

す。

２　知事が第７の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり

岩手県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰す

べき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなっ

た者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰

労金の返還を求める。

（実績報告及び精算）

第11　代理申請・受領を行った介護サービス事業所・施設等は、給付が完了したときは、あ

らかじめ指定する期日までに、実績報告書に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

２　介護サービス事業所・施設等が介護従事者等に支給した際の振込手数料の額については、

実績報告書に添付書類を添えて知事へ提出し、所要額について精算を行うものとする。

３　知事は、前項の規定のほか、実績報告書の内容を確認し、必要に応じて精算又は返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12　慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13　この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 金額 |
| 感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員(※1) 対象期間［4/16～6/30］に10日以上勤務した者であること(※2) 一日当たりの勤務時間は問わない(※3) 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する | （通所、施設系）感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合 | 20万円 |
| （訪問系）感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合 | 20万円 |
| 上記以外の場合 | 5万円 |
| その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※1) 対象期間［4/16～6/30］に10日以上勤務した者であること(※2) 一日当たりの勤務時間は問わない(※3) 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する | 5万円 |